

2025年（令和7年）2月10日

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務 公募型プロポーザル応募要領

1 募集目的

社会福祉法第107条に基づき、藤沢市地域福祉計画（以下「計画」という。）の改定に向けた基礎資料を得るための調査及び藤沢市独自の取組である「藤沢型地域包括ケアシステム」（以下「藤沢型CS」という。）に係る取組状況の基礎資料を得るための調査を令和7年度中に実施します。

また、2つの調査結果を基に、藤沢型CSの考え方も踏まえ、藤沢型CSと計画の整合を取ることを加味した上で令和8年度に予定する計画改定の準備を行います。

調査及び計画改定準備等業務の実施にあたり、専門的な知見や技術を活用することを目的に、公募型の企画提案（プロポーザル）方式により、広く事業者を募集します。

2 委託業務の内容

（1）委託業務の名称

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務

（2）業務の内容

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務委託仕様書のとおり

（3）委託契約予定期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日まで

※ 本事業について、業務実績が良好な場合、令和8年度に実施予定の藤沢市地域福祉計画策定支援業務の契約をする可能性があります。

（4）委託料の上限額

13,420,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（5）支払条件

完了時一括払い

3 参加資格

提案書を提出することができる者は、募集開始日から契約締結日までの全期間に渡って、次に掲げる条件をすべて満たす者としします。

（1）「かながわ電子入札共同システム」による令和5・6年度競争入札参加資格

名簿に登録されている事業者であり、募集開始日以降に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

ただし、この要件を満たせない場合（指名停止による場合を除く。）は、参加申込書の提出の際に、次のア～ウに掲げる書類を提出することで、参加を認めます。

なお、書類の提出がない場合、又は書類に不備がある場合は、参加を認めません。

ア 登記簿謄本（参加申込書提出日前3か月以内に取得したもの：写し可）

イ 決算書等（貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに代わるもの）の写し（直近1年分）

ウ 次に掲げる納税証明書の写し（滞納等の記録がないもので、参加申込書提出日前3か月以内に発行されたもの。なお、税目が該当していても、その税額が0円、又は課税されない場合は、その旨がわかる証明書が必要となります。）

（ア）藤沢市内に事業所がある場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書等と同じ年度の納税証明書、若しくは未納のないことの証明（納税証明その3の3）

b 法人市民税

提出する決算書等と同じ年度の納税証明書

c 固定資産税（固定資産税がない場合は、無資産証明）

提出する決算書等と同じ年度及び翌年度の納期到来分の納税証明書

（イ）藤沢市内に事業所がない場合

a 法人税、消費税及び地方消費税

提出する決算書等と同じ年度の納税証明書、若しくは未納のないことの証明（納税証明その3の3）

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除くものとします。

（4）藤沢市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団並びに同上第4号に規定する暴力団員等及び同上第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 過去3年間の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- (8) 令和2年度以降において、国又は地方公共団体が発注した地域福祉計画に係る調査業務、策定業務又は改定業務（支援を含む）の元請履行実績があること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けている、又はISMS〔JISQ27001（ISO/IEC27001）〕認証を取得していること。

4 参加手続き

本募集に参加を希望する者は「3 参加資格」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 団体概要書、会社案内等
- ウ 履行実績報告書（様式5）
- エ プライバシーマーク制度の認定を受けていることを証明する書類（プライバシーマーク登録証など）の写し、又はISMS〔JISQ27001（ISO/IEC27001）〕認証を証明する書類の写し
- オ 「かながわ電子入札共同システム」令和5・6年度競争入札参加資格者認定で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていない場合は「3 参加資格（1）」に記載の書類。

(2) 提出書類の受付期間、提出方法等

ア 募集期間

2025年（令和7年）2月10日（月）から

2025年（令和7年）2月25日（火）まで＜必着＞

イ 提出方法及び提出先

1部を事務局へ持参、郵送、又は電子メール

※ 郵送の場合、封筒等の表面に「藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定し、郵送後、受付期間内に電話にて事務局へ必ず連絡を行ってください。

※ 電子メールの場合、件名を「公募型プロポーザル参加意向申出書（事

業者名)」としてください。送信後は、事務局に電話で必ず受信確認を行ってください。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合には、「藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務についての質問書（様式2）」を提出してください。

（1）提出先及び提出方法

事務局へ電子メール

※ メールタイトルを「プロポーザル質問書」としてください。

※ 送信後に事務局に電話で必ず受信確認を行ってください。

（2）受付期間

2025年（令和7年）2月10日（月）から

2025年（令和7年）2月25日（火）午後5時まで

（3）質問への回答

2025年（令和7年）2月10日（月）から2月27日（木）までに、市公式ホームページ上で随時回答します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

（4）留意事項

上記以外の方法による質疑は受け付けません。また、他の事業者に関する情報等、事務局が不適当と判断した質疑には回答しません。

6 提案書等の提出

（1）提出書類

ア 提案書

※ 詳細は別紙「藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務提案書作成要領」参照

イ 業務責任者及び担当者届出書（様式3）

ウ 見積書（様式4）

（2）提出先及び提出方法

正本1部と副本13部を事務局へ持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、封筒等の表面に「藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務公募型プロポーザル提案書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

なお、提出された書類の差し替え、追加等は認めません。

（3）提出期間

ア 持参の場合

2025年（令和7年）2月28日（金）から

2025年（令和7年）3月10日（月）までの
午前9時から午後5時まで

※ 事前に担当者に連絡の上、日時を調整してください。

イ 郵送の場合

2025年（令和7年）2月28日（金）から

2025年（令和7年）3月10日（月）まで＜必着＞

7 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時（予定）

2025年（令和7年）3月24日（月）

※ 2025年（令和7年）3月25日（火）を予備日とします。

※ 実施時間等詳細については、個別に連絡します。

(2) 実施場所

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 本庁舎3階 3-2会議室

※ 予備日は 藤沢市役所 本庁舎2階 2-1会議室

(3) 時間配分

各事業者おおむね30分間（プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは10分程度）とします。

なお、事業者の入れ替え時間、準備時間は含みません。

(4) 留意事項

ア 応募事業者数により、日程が変更になる場合があります。

イ 制限時間の到来により、提案途中でも終了とします。

ウ パソコンの映写によるパワーポイント等を使用する際は、必要物品の準備と設置・片づけは企画提案事業者が行うものとします。

エ 備品については、プロジェクター（接続方法：HDMI、USB、VGA）、スクリーン、電源、マイクは、市が用意しますが、その他必要なものがある場合は、企画提案事業者が用意することとします。

オ 当日の説明者は3人以内（本業務を主として担当する者を原則含む）とします。

8 受託事業者の選定方法等

(1) 審査及び選定方法

事業者の審査・選定方法については、藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務公募型プロポーザル選定要領のとおりとします。

(2) 審査基準

藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務受託候補者選定基準を参照することとします。

(3) 無効となる応募申込み

- ア 提出物に虚偽の記載があるとき
- イ 優先交渉権者の選定過程において、本実施要項の「3 参加資格」に掲げる要件を満たさない事業者が提案したとき
- ウ 本実施要領の「2 委託業務の内容(4) 委託料の上限額」を超える提案をしたとき
- エ 必要書類の提出方法、提出先、受付期間に適合しないもの
- オ 複数の提案書を作成し、提案したとき
- カ 提案に関して、談合等の不正行為があったとき
- キ 市が指示した事項及び本募集に関する条件に違反していることが判明したとき
- ク その他、市長が不適当と判断するもの

(4) 選定内容確認

本件に係る選定委員会における採点内容の開示については、当該応募者の内容についてのみとし、選定の結果については変更を生じないものとします。

(5) 選定結果

選定結果は、2025年(令和7年)3月28日(金)までに応募者全員に電子メール、又は郵送にて通知します(予定)。なお、優先交渉権者及び第2位優先交渉権者については、地域共生社会推進室ホームページに掲載します。

(6) 選定の取り消し

次のいずれかに該当するときは、運営事業者としての選定を取り消します。選定に当たって複数の候補があった場合には、次点の事業者と調整を行います。

- ア 「3 参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- イ 応募書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- ウ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った事実が認められた場合

9 契約の締結

優先交渉権者との協議の後、本業務に関わる契約を市と締結するものとします。

(1) 業務委託期間

契約締結日(4月中旬までを予定)から2026年(令和8年)3月31日まで

(2) 仕様等の決定

仕様等は、選定結果通知後、市と優先交渉権者との協議の上で決定することとします。

なお、仕様内容等の調整が不調となった場合には、第2位優先交渉権者と調

整を行うこととします。

10 スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。なお、審査日等の日程が変更になる場合は、事務局から提案事業者に連絡します。

(1) 応募日程

ア 応募要領の配布

2025年（令和7年）2月10日（月）から

2025年（令和7年）2月25日（火）まで

※ 応募要領の配布については、地域共生社会推進室ホームページに掲載します。

イ 質問の受付

2025年（令和7年）2月10日（月）から

2025年（令和7年）2月25日（火）午後5時まで

ウ 質問への回答

2025年（令和7年）2月10日（月）から

2025年（令和7年）2月27日（木）まで

エ 参加申込

2025年（令和7年）2月10日（月）から

2025年（令和7年）2月25日（火）まで

オ 提案書等の提出

2025年（令和7年）2月28日（金）から

2025年（令和7年）3月10日（月）午後5時まで（必着）

(2) 選考日程

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査

（ア）2025年（令和7年）3月24日（月）（予定）

（イ）2025年（令和7年）3月25日（火）（予備日）（予定）

イ 選定結果発表

2025年（令和7年）3月28日（金）（予定）までに結果通知を郵送します。

ウ 選定内容確認期間

2025年（令和7年）3月28日（金）午前9時から

2025年（令和7年）3月31日（月）午後3時まで

11 留意事項

（1）応募やプロポーザル審査等の手続きに関して応募者が要する費用は、全て応募者の負担とします。

（2）提出された書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

- (3) 提出された書類は、プロポーザル審査以外の目的には使用しません。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出はできません。
- (5) 応募書類を提出した後に、応募を辞退する場合には、辞退届（任意書式）を提出してください。
- (6) 得点については、プレゼンテーションに参加した事業者のうち希望者に限り、当該希望者の得点（総合計得点）のみ開示することができるものとします。

なお、開示を希望する場合は、藤沢市地域福祉計画の改定及び藤沢型地域包括ケアシステムに関する調査等業務受託候補者選定内容確認書（様式6）を電子メールにて、2025年（令和7年）3月31日までに提出するものとし、提出から2週間以内に電子メールにて開示します。

- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、提案書を提出した事業者に帰属します。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案書を提出した事業者は著作者人格権を主張し得ないものとします。

なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、提案書は「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出する書類において、法人に関する情報（公開することによって、法人の正当な利益を害するおそれがある情報）に該当するものは、その旨を明記し、該当する部分を明らかにしてください。

- (8) 事業者は、優先交渉権者決定後において、本募集の内容及び審査等について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (9) 本事業は、令和7年度予算が藤沢市議会において議決されることを前提としています。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。なお、その場合においても、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求できません。

1.2 事務局（問い合わせ先）

藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室 地域づくり推進担当

〒251-8601

住所：藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎2階

電話：0466-50-3544（直通）

メールアドレス：fj-kyousei@city.fujisawa.lg.jp

以 上